

# 再講習・実務講習該当フロー

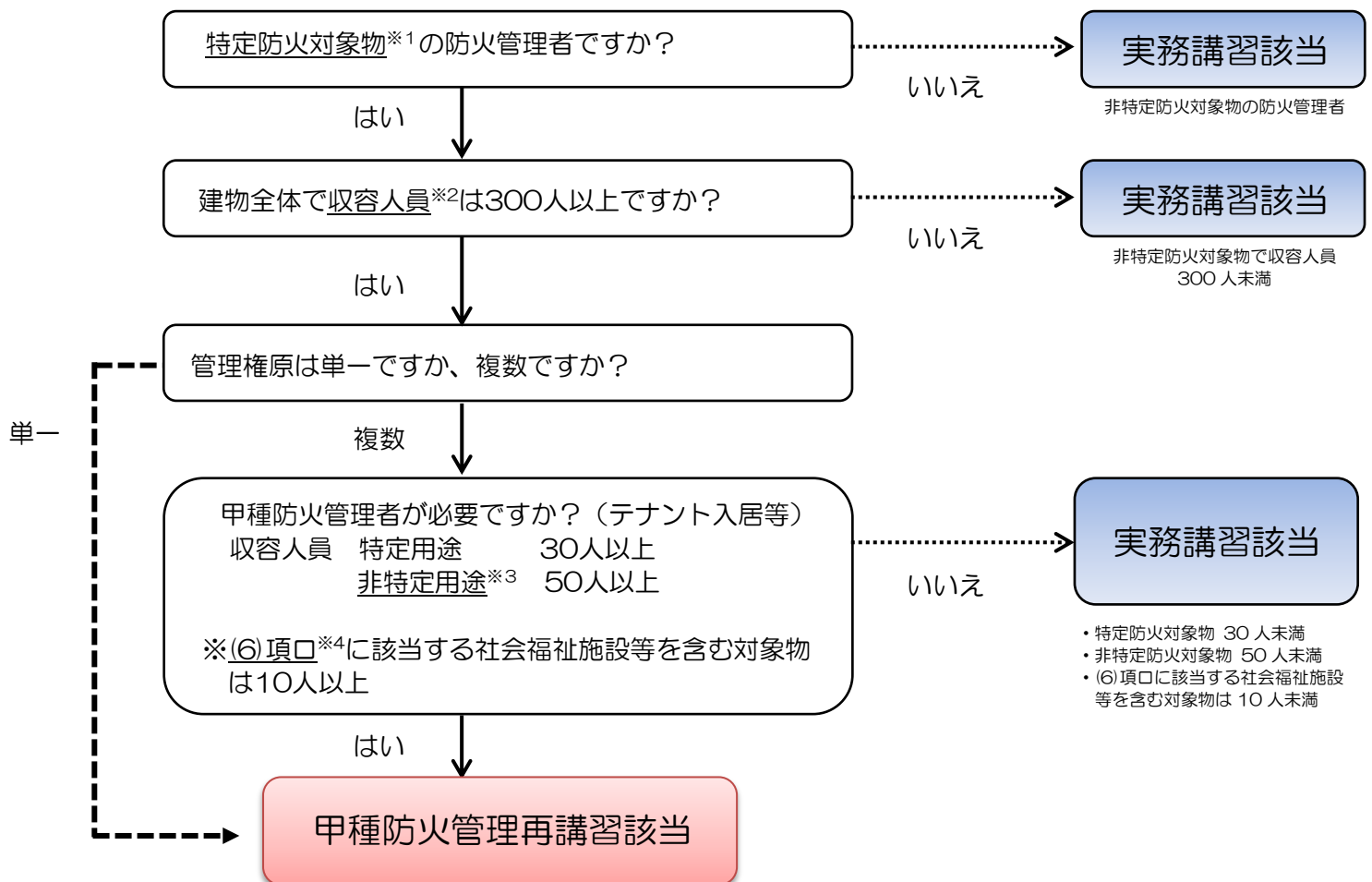
※「防火管理者等の実務講習」は、千葉市火災予防条例で定められている講習です。  
千葉市外の事業所で防火管理者に選任されている方の受講義務はありません。

## 1. 再講習・実務講習の受講期限

甲種防火管理再講習及び実務講習の受講期限については、以下の2つの場合があります。

- (1) 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習又は実務講習を修了した方は、防火管理者に選任された日が資格を取得した日から4年以上経過している場合は、選任された日から1年以内に受講してください。
- (2) 既に防火管理者に選任されている方などの「前(1)以外の方」は、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習又は実務講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講してください。

## 2. フロー図（再講習・実務区分）



- ※1 特定防火対象物…不特定多数の者が出入りする用途（飲食店・店舗等）の対象物です。
- ※2 収容人員…従業員・床面積・椅子の数等により算出します。（消防法施行規則第1条の3）
- ※3 非特定用途…特定の者しか出入りしない用途（共同住宅・学校・事務所等）の対象物です。
- ※4 (6)項口…主として要介護状態にある者又は障害の程度が重い者が入所する社会福祉施設の対象物です。（消防法施行令別表第1）

### 【補足】

- 1 防火管理者等の実務講習は、上記以外に甲種防火管理再講習の受講義務が生じない統括防火管理者にも必要となります。
- 2 甲種防火管理再講習の受講をもって防火管理者等の実務講習を受講したものとみなされます。
- 3 消防法施行令第3条第1項第1号ロ、ハ、ニに規定する有資格者の場合は、再講習・実務講習とも受講義務は生じません。不明な点がございましたら消防局予防部予防課、または所轄消防署予防課までお問い合わせください。